

地域密着型通所介護移行に関するQ&A

- (1) 制度改正全般について（問1～5）・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) 各種手続きについて（問6～13）・・・・・・・・・・・・ P3
- (3) 市外被保険者の受け入れ等について（問 14～21）・・・・ P6
- (4) サテライト事業所について（問 22～23）・・・・・・・・ P9
- (5) その他（問 24～25）・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

平成27年12月

札幌市保健福祉局介護保険課

（事業指導担当）

※本Q&A及び地域密着型通所介護移行に関しては
FAXでのみお問い合わせを受け付け致します。
（介護保険課：FAX 011-218-5117）

地域密着型通所介護移行に関するQ&A

利用定員 19 名未満の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行します

平成 28 年 4 月 1 日より、通所介護事業所のうち利用定員が 19 名未満の事業所が「地域密着型通所介護」へ移行します。

移行前の手続きやご注意いただきたいことを掲載いたしますので、各事業所におかれましては制度改正の内容を熟慮の上、所定の手続きをお取りください。

なお、今後厚生労働省からの通知により下記内容に変更が生じた際は改めてご案内します。

(1)制度改正全般について

問1 なぜ地域密着型サービスに移行になるのでしょうか。また、札幌市の今後の方針を教えてください。

(答) 小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであるため地域との連携や運営の透明性の確保、また、各市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスへ移行となります。札幌市の地域密着型サービスは、介護保険事業計画に基づき、地域のバランスなどに配慮しながら整備を進めていきます。なお現時点では、公募による地域密着型通所介護の指定は予定しておらず、引き続き、指定申請により毎月事業所を指定する予定です。

問2 地域密着型サービスに移行となる条件を教えてください。

(答) ①平成 28 年 3 月 31 日までに、②事業所の利用定員が 19 名未満の通所介護事業所が同年 4 月 1 日より地域密着型サービスへ自動的に移行となります。移行に係る手続きは特段不要です。

問3 地域密着型サービスへ移行すると事業所へどのような影響が及ぶのでしょうか。

(答) サービス利用者について

原則として札幌市の被保険者だけが札幌市内の地域密着型通所介護事業所を利用できます。

なお、平成 28 年 3 月 31 日までに札幌市内の事業所と契約している札幌市以外の市町村の被保険者（以下、「市外被保険者」という。）については、引き続きサービスの利用が可能です。また、住所地特例者や特別に市長が認めた場合も利用が可能になります。詳しくは「(3) 市外被保険者の受け入れ等について」をご覧ください。

地域との交流について

地域密着型サービスの主旨を鑑み、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ることが求められます。

同一建物内の利用者へのサービスの提供について

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努力義務が課されます。

運営推進会議について

地域との連携を図るため、利用者・利用者家族・区市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などで構成される「運営推進会議」を設置し、概ね6ヶ月に1回以上の開催が求められます。(療養通所介護については、現行規定にもある「安全・サービス提供管理委員会」があることを配慮し、概ね12月に1回以上の開催が求められます。)

なお、複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能です。

事業所番号について

事業所番号は既存の番号を引き続き使用します。なお、平成28年4月1日以降に利用定員19名以上の事業所が19名未満に減員する場合は、既存の通所介護(居宅サービス)を廃止し、地域密着型サービスとしての新規指定が必要になりますが、この際に事業所番号は変更となりますのでご注意ください。

問4 介護予防通所介護は引き続き介護予防サービスとして利用可能なのでしょうか。

(答) はい、利用可能です。下図のとおり、介護予防通所介護は利用定員にかかわらず平成29年3月31日まで介護予防サービスとして提供が可能です。なお、同年4月1日から総合事業への移行を予定しております

①【利用定員19名以上の通所介護事業所】



②【利用定員19名未満の通所介護事業所】



総合事業について

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所は、平成29年4月1日から始まる総合事業のみなし指定が既に付与されておりますので、総合事業の新規指定手続きは不要です。

平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた、又は廃止新規の手続きをした事業所には総合事業のみなし指定の対象になりませんので、平成29年4月1日までに総合事業の新規指定手続きが必要になりますのでご注意ください。

問5 「利用定員」の定義を教えてください。

(答) 実際に届出いただいている「事業所の利用定員」で判断します。

報酬算定上の規模区分(小・通常・大規模)ではなく、**事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限**をいいます。

(例) 複数単位を同時に実施している場合



(2)各種手続きについて

問6 平成28年3月31日までに利用定員が19名未満から19名以上へ変更する場合、いつまでにどのような手続きを取ればいいのでしょうか。

(答)① 平成28年2月末までに利用定員を変更する場合

変更前に事前協議を行ったうえ、利用定員変更後10日以内に変更届を提出してください。

② 平成28年3月1日～3月31日までに利用定員を変更する場合

平成28年 **2月末までに事前協議**を行い、利用定員変更日前であっても、**平成28年3月15日まで(必着)**に変更届を提出してください。

なお、利用定員を19名以上から19名未満に変更する場合も同様の手続きが必要です。

【注意】

地域密着型サービスへ移行された平成 28 年 4 月 1 日以降に手続きを行う場合、変更届での手続きはできません。**廃止・新規の手続きが必要**となり、**事業所番号も変更**になりますので、ご注意ください。(問 7 参照)

問 7 平成 28 年 4 月 1 日以降に利用定員を 19 名未満から 19 名以上に変更する場合は、どのような手続きを取ればよいのでしょうか。

(答) 地域密着型サービス(地域密着型通所介護)から居宅サービス(通所介護)へサービス種類が変更になるため、**廃止・新規**の手続きが必要です。必ず事前相談のうえ、次の手続きを行ってください。

【廃止届】廃止日の 1 ヶ月前に提出。

【新規申請】指定日(毎月 1 日)の 2 ヶ月前の 16 日から 1 ヶ月前の 15 日までに申請書類を提出してください。新規申請の詳細については、札幌市ホームページでご確認ください。

例：平成 28 年 5 月 1 日から利用定員を 18 名から 20 名へ変更する場合

【廃止届】平成 28 年 3 月末までに提出

【新規申請】平成 28 年 3 月 16 日～4 月 15 日までに申請書類提出

なお、利用定員を 19 名以上から 19 名未満に変更する場合も廃止・新規申請の手続きが必要です。

【注意】

・**市外被保険者**が利用しており他市町村の指定を受けている場合、**他市町村での手続きも必要**となりますので、手続き方法については他市町村へご確認ください。

問 8 平成 27 年度中に利用定員を 19 名未満から 19 名以上に変更する予定ですが、手続きを忘れてしまい、地域密着型サービスへ自動移行されてしまいました。平成 28 年 4 月 1 日以降に変更届を提出することで再び居宅サービスに戻すことはできますか。

(答) 平成 28 年 4 月 1 日以降は変更届により利用定員を 19 名未満から 19 名以上に変更することはできません。**廃止・新規の手続きが必要**(問 7 参照)となり、**事業所番号が変更**になります
なお、利用定員を 19 名以上から 19 名未満に変更する場合も同様ですので、平成 27 年度中に

利用定員を変更する場合は、前述（問6）にあるとおり、平成28年3月15日までに手続きを忘れないようお願いします。

問9 平成28年4月1日指定で地域密着型通所介護事業所の新規申請を予定しています。申請方法に変更はありますか。

(答) 事前協議や申請書類の提出期限に変更はありません。ただし、利用定員19名未満の場合は、法人の種別によっては定款を変更する必要があります。定款の変更の必要性については、それぞれの法人を管轄する部署へお問い合わせください。

| 法人種別 | 管轄部署 | お問い合わせ先 |
|----------------------|---|-----------------------------|
| 営利法人 (株式会社等) | 【当課】 新規申請の場合は、「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」等の地域密着型サービス事業を実施することを記載してください。 | 011-211-2972 |
| 医療法人 | 北海道庁保健福祉部地域医療推進局 医務薬務課医務薬務グループ | 011-231-4111 (内線 25-351) |
| 特定非営利活動法人 (NPO法人) | 札幌市市民文化局市民自治推進室 市民活動促進担当課 | 011-211-2964 |
| 社会福祉法人 | 札幌市保健福祉局監査指導室監査指導課 | 011-211-2955 |

【注意】

- ・事業所番号はサービス種類ごとに付番されるため、地域密着型サービスと介護予防サービスを同時申請した場合、それぞれ別番号が付番されます。

問10 平成28年4月1日以降に地域密着型通所介護事業所の指定更新の手続きを行う場合、更新の手続きに変更はありますか。

(答) 申請書類の提出期限に変更はありません。ただし、利用定員19名未満で介護予防サービスの指定も受けていた事業所は、「地域密着型サービス」と「介護予防サービス」両方の申請が必要です。申請書類の一部を省略できるよう検討中です。

問11 現在休止中の利用定員19名以上の事業所が、平成28年4月1日以降に利用定員19名未満で事業を再開する場合、廃止・新規の手続きが必要ですか。

(答) 居宅サービス（通所介護）から地域密着型サービス（地域密着型通所介護）へサービス種類が変更になるため、廃止・新規の手続きが必要です。必ず事前相談のうえ、手続きを行ってください。（問7参照）

なお、利用定員を 19 名未満から 19 名以上に変更し再開する場合も廃止・新規の手続きが必要です。

問 12 地域密着型サービスへ移行することに伴い、居宅介護支援事業所から改めてケアプランの交付を受ける必要がありますか。

(答) 札幌市ではケアプランの軽微な変更として取り扱うこととしましたので、必ずしも交付を受ける必要はありませんが、ケアプランの変更方法については居宅介護支援事業所に確認してください。

問 13 地域密着型サービスへ移行することに伴い、加算の届出を改めて提出する必要がありますか。

(答) 地域密着型サービスに移行となる通所介護事業所全てが変更になるものであるため、届出は不要です。なお、移行に伴い加算の内容を変更する場合は届出が必要になります。

(3)市外被保険者の受け入れ等について

問 14 現在通所介護サービスを利用している市外被保険者には、平成 28 年 4 月以降サービスを提供できなくなるのでしょうか。

(答) 平成 28 年 3 月 31 日時点で既に契約している市外被保険者

既にみなし指定の対象者となっているため、引き続きサービスの提供が可能です。このみなし指定は「当該事業所と当該被保険者」1 セットを対象としているため、同一事業所内であっても市外被保険者ごとにみなし指定を受ける必要があります。なお、入院等により利用契約を一度解約した場合はみなし指定も消滅しますのでご注意ください。

平成 28 年 4 月 1 日以降の新規市外被保険者

原則、サービス提供はできません。ただしいくつか例外がございます（問 16～19 参照）。

問 15 平成 28 年 3 月 31 日までに契約を交わしていた市外被保険者については、どのように把握しますか。

(答) 平成 28 年 4 月中に、市外被保険者の名簿リストを提出していただきます。提出方法は後日改めてお知らせします。

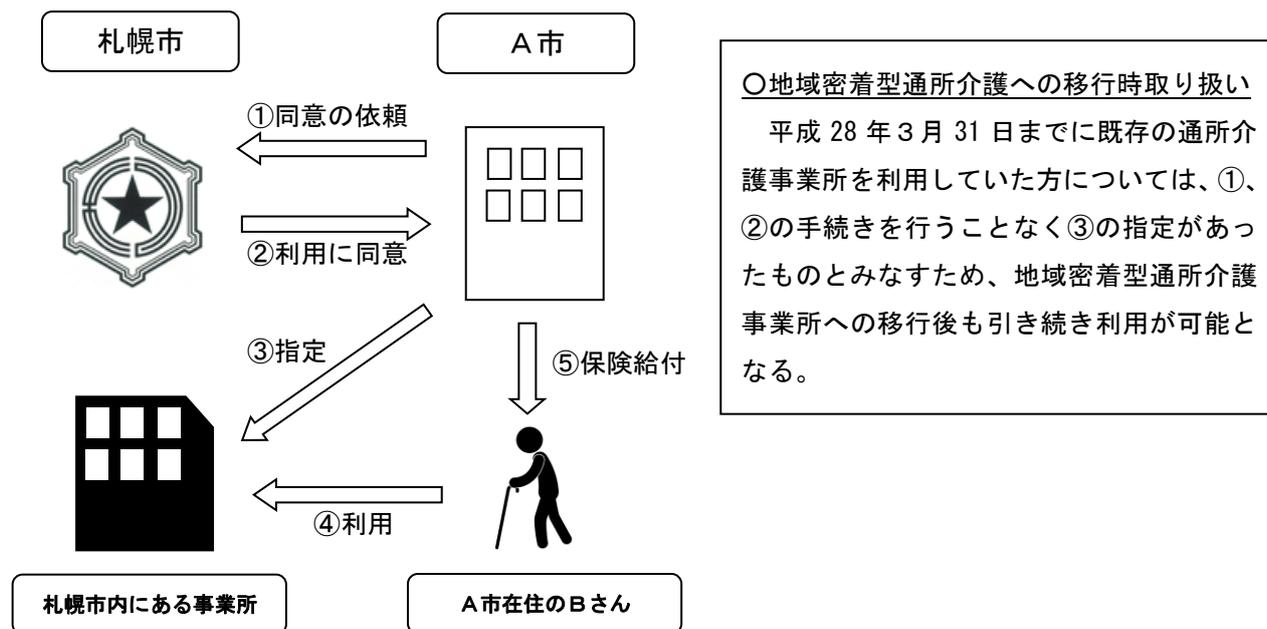
問 16 平成 28 年 4 月 1 日以降の法人統合等により、廃止・新規申請の手続きを取った場合、廃止した事業所でみなし指定を受けていた市外被保険者は引き続き利用できますか。

(答) 札幌市は利用について同意します。法人の統合等により事業所が廃止・新規申請となった場合、廃止となった事業所が受けていた他市町村のみなし指定は新規事業所に引き継がれないため、市外被保険者が新規事業所を継続して利用することはできなくなります。しかし、実質的に運営法人が

変更となっただけで、利用定員及び事業所住所等の運営実態が廃止前と変わっていなければ、サービスの利用を認めます。

なお、利用にあたっては当該他市町村の指定を受ける必要があります。具体的な流れは下図Aをご覧ください。

(図A) みなし指定以外の市外被保険者が地域密着型サービス事業所を利用する流れ



問 17 要支援の認定を受けて介護予防通所介護を利用している市外被保険者が、要介護の認定を受けた場合、引き続き地域密着型通所介護は利用できるのでしょうか。

(答)

平成 28 年 3 月 31 日までに契約している要支援の市外被保険者

札幌市は利用について同意します。介護予防通所介護の利用者には問 14 に記載のある「みなし指定」とはならないため、そのままでは地域密着型通所介護は利用できません。

しかし、介護度の区分変更は利用者自身の心身の状況の変化によるやむを得ない変更であるため、当該事業所を利用している間に要介護の認定を受けた場合、サービスの継続利用を認めます。

なお、利用にあたっては当該市町村の指定を受ける必要があります。具体的な流れは上図Aをご覧ください。

平成 28 年 4 月 1 日以降に新規で契約する要支援の市外被保険者

区分変更により要介護となった場合、札幌市は利用について同意しません。札幌市では利用を認めませんので、要支援から要介護へ区分変更がなされた時点で契約は無効となります。

平成 28 年 4 月 1 日以降に要支援の市外被保険者を受け入れる際には、契約時に前述のリスクをあらかじめ利用者に説明するようお願いいたします。

問 18 平成 28 年 4 月 1 日以降に利用定員を 19 名以上から 19 名未満に減らしたため、居宅サービスを廃止して地域密着型サービスとして再度新規指定を受けました。平成 28 年 3 月 31 日までに契約をしていた市外被保険者は今後サービスを利用できなくなるのでしょうか。

(答) 札幌市は継続利用について同意しません。利用定員を変更するという事業所自らの選択によりサービス内容が居宅から地域密着型に変更となるため、事業所に選択の余地がないものとは主旨が異なり、本来の地域密着型サービスの原則に従い、札幌市では同意しない取り扱いとします。

このため、当該市外被保険者が他事業所において継続的にサービスを受けることができるよう、居宅介護支援事業所等と十分調整の上、適切な対応をお願いいたします。

問 19 上記以外の理由では、平成 28 年 4 月以降は市外被保険者の受け入れは一切できなくなるのでしょうか。

(答) 原則認められません。ただし、上記以外の理由でやむを得ないと認められる正当な理由がある場合は、札幌市が利用について同意をする可能性があります。その際は必ず事前にご相談ください。

問 20 市外被保険者のみなし指定を受けている事業所の指定有効期間や更新手続きについて、どのような取り扱いになるのでしょうか。

(答) 地域密着型通所介護の指定有効期間については、平成 28 年 4 月 1 日にみなし指定を受けた事業所の場合、以前の居宅サービス通所介護の指定有効期間が当該みなし指定の有効期間となります。有効期間満了後も引き続き市外被保険者にサービスを提供する場合は、改めて他市町村の指定を受けることが必要となります。

このため、市外被保険者を受け入れている事業所におかれましては、みなし指定の有効期間満了が近づきましたら期間が満了する前に、当該他市町村に指定更新の受付方法等を忘れずに確認するようにしてください。

なお、既にみなし指定を受けている地域密着型通所介護事業所に、平成 28 年 4 月 1 日以降、やむを得ない理由等により新たな市外被保険者の利用が認められた場合でも、指定有効期間に影響はありません（問 14 にある通り、指定の効果は利用者ごとに定めませんが、指定有効期間は利用者ごとではなく事業所単位で定めます。）。

問 21 札幌市の被保険者が他市町村の地域密着型通所介護事業所を利用したいとの意向を持っている場合、利用することはできるのでしょうか。

(答) 原則利用できません。札幌市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用するためには、

他市町村の同意を得た上で、札幌市が当該事業所を指定する必要があります。

本来、地域密着型サービスは原則として事業所のある市町村の被保険者だけが利用できるものであることから、札幌市としては当該利用者が他市町村の地域密着型サービスを利用しなければならないやむを得ない理由がある場合を除き、他市町村の事業所を指定しておりません。

また、札幌市が他市町村の事業所を利用するやむを得ない理由があると認めた場合でも、当該他市町村の同意が得られなければ、札幌市は指定できず利用はできないことになります。

○市外被保険者の地域密着型通所介護の利用について（まとめ）

| 変更項目 | 利用の有無 | 注意事項 | 問 |
|-----------------------------|-----------------|--|-----|
| ●利用者の要介護区分等に関する変更の場合 | | | |
| 認定区分変更無 | 利用可 | 要介護者は平成28年3月31日までの契約者に限り利用可 | 問14 |
| 要介護 → 要支援 | — 介護予防サービス対象 | みなし指定を受けていた場合、他市町村への手続き（廃止）が必要 | — |
| 要支援 → 要介護 | 利用可 | 平成28年3月31日までの契約者に限り、札幌市の同意を得て他市町村の指定手続きを行えば利用可 | 問17 |
| ●事業所の事業形態等に関する変更の場合 | | | |
| 居宅サービス → 地域密着型サービス | 利用不可 | 要介護者は利用不可 | 問18 |
| 地域密着型サービス → 居宅サービス | — 居宅サービス対象 | 要介護者がみなし指定を受けていた場合、他市町村への手続き（廃止）が必要 | — |
| 地域密着型サービスの運営法人が変更 | 利用可 | 平成28年3月31日までの契約者に限り、札幌市の同意を得て他市町村の指定手続きを行えば利用可 | 問16 |

(4)サテライト事業所について

問22 制度改正を機に既存の小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所へ変更することを検討しています。具体的な取り扱いを教えてください。

(答) 札幌市においては、同一法人間の事業所のみ限定（札幌市独自基準）し、既存の小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所になることが可能となります。サテライト事業所へ変更することを検討している事業者につきましては、既存の通所介護事業所を廃止してサテライト型小規模多機能型居宅介護の新規指定手続きを行う必要があります。新規指定スケジュール（問7参照）に従って申請書類を提出してください。

なお、変更にあたり宿泊室を設置できない事業所には、平成30年3月31日までに整備するよう経過措置が設けられております。経過措置を利用する際には、宿泊室に係る整備計画（いつ頃を目途に、どのような宿泊室を、何室設けるか等のわかる計画書及び宿泊室整備後の平面図）を策定し、併せて提出していただくことになります。

問 23 制度改正を機に既存の通所介護事業所（大規模・通常規模）のサテライト事業所への変更は認められますか。

(答) 認められません。札幌市においては、通所介護事業所の総数が約 550 事業所（H27.10.1 現在）あるという地域の実情等を踏まえ、現状では、通所介護事業所のサテライト拠点を認める必要性がないことから、同一法人間であっても、既存の通所介護事業所（大規模・通常規模）のサテライト事業所への変更は認めないこととします。

(5)その他

問 24 地域密着型サービスへ移行することに伴い、改めて利用者と契約書を結び直す必要がありますか。

(答) 再度、契約書を締結することは不要ですが、特約書などに記載したうえで、利用者及び利用者家族等に説明のうえで、利用者の同意をもらう必要があります。

問 25 地域密着型サービスへ移行することに伴い、運営規程の変更は必要ですか。また、運営規程の変更について変更届出書の提出は必要ですか。

(答) サービス種別が変更となりますので、地域密着型サービスとしての運営規程を作成する必要があります。通常の事業実施地域については、市外の地域を含めることは認められません。

なお、地域密着型サービスの運営規程を新たに作成したことに係る札幌市への変更届出書の提出は不要です。

(最終更新日：平成 28 年 1 月 6 日)